

23. (Gno.66) 多角的（および多数当事者間）債務関係の比較法研究

代表：遠藤 研一郎

2013/02/22（承認）2013 年度（開始）

【研究の目的】

複数の当事者が複雑に絡み合う法律関係の分析は、取引をはじめとする社会関係がますます複雑になりつつある現代社会にあって、重要性を増している。法人保証を含む現代的な保証や連帯債務関係、企業間の結合に伴う債権・債務の承継、契約責任や契約上の権利の第三者への拡張、多数の者が関係する不法行為責任、ネットワーク内の決済とネットワーク外の債権者の関係など、重要な問題は数多く挙げられる。この研究グループでは、このような問題を比較法的に考察し、我が国の立法・解釈に資するものがないかを探ることとする。

【研究活動及び成果】

総括

2022 年度も引き続き、少人数の研究グループとしての特性を活かし、小規模での研究活動を行った。特に 2022 年度も、2021 年度に続き「保証」についての研究成果が論文として結実した。これは、2021 年度における比較法研究の活動成果を発展させ、保証契約締結「後」における債権者の保証人保護義務について検討を行ったものである。

刊行物

遠藤研一郎「債権者における保証人保護義務の一斑 - 主債務者の財産からの回収機会の確保に対する保証人の期待 -」『法学新報』129 卷 10=11 号（2023 年 3 月）27 - 54 頁